

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

社会福祉法人北谷町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、求職者、実習生その他本会において求職活動等を行う方（以下「求職者等」という。）の尊厳を尊重し、安心して求職活動や実習等を行うことができる環境を確保するため、以下のとおり基本方針を定めます。

1 基本的な考え方

本会は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを許しません。

職員による求職者等の意に反する性的な言動その他セクシュアルハラスメントに該当する行為を禁止するとともに、その防止に組織として取り組みます。

また、セクシュアルハラスメントを行った職員に対しては、就業規程等に基づき厳正に対処します。

2 求職活動・実習等におけるルール

本会は、求職者等が安心して求職活動や実習等を行うことができるよう、面接、面談、実習その他の対応に当たって、次の事項を徹底します。

（1）面接、面談等は、原則として本会施設内の会議室等、本会が指定する場所及び時間において行い、職員個人の判断で求職者等を私的な場所へ呼び出しません。

（2）面接、面談等は、必要に応じて複数の職員で対応するなど、適切な実施体制を確保します。

（3）求職者等との連絡には、本会が指定する電話、電子メール等を使用し、職員個人の私的な連絡先や SNS 等は使用しません。

（4）求職活動や実習等に必要のない私的な質問、性的な言動その他求職者等に不快感を与える言動を行いません。

3 相談体制

本会は、求職者等がセクシュアルハラスメントに関する相談を安心して行うことができるよう、相談窓口を設置します。

相談については、相談者の意向及びプライバシーに十分配慮し、相談内容や状況に応じて適切に対応します。

【相談窓口】

社会福祉法人北谷町社会福祉協議会 総務係

電 話：０９８－９３６－２９４０（平日８：３０～１７：１５）

メール：soumu@chatanshakyo.or.jp

4 相談等があった場合の対応

求職者等からセクシュアルハラスメントに関する相談又は申出があった場合は、相談者の意向に十分配慮しながら、迅速かつ正確に事実関係を確認します。

その上で、必要に応じて、被害を受けた方への配慮及び措置を行うとともに、セクシュアルハラスメントの事実が確認された場合は、行為者に対して就業規程等に基づき厳正に対処します。

また、同様の事案が生じることのないよう、必要に応じて職員への周知、研修その他の再発防止措置を講じます。

5 プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止

相談者、行為者その他関係者のプライバシーを保護します。

また、求職者等が相談したこと又は事実関係の確認等に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行いません。

令和8年10月1日

社会福祉法人北谷町社会福祉協議会